

「モデルやタレントになりませんか？」甘い誘いには気をつけて！！

～高額な写真撮影代の請求や、エステの勧誘を受ける事例が発生しています！～

「モデルやタレントになりませんか」「芸能界に興味はありませんか」などと声をかけられたり、スカウト行為を見かけたりしたことはありませんか？

こうした誘いを受けて事務所に行った結果、プロフィール用の写真撮影代を請求されたり、レッスン契約やエステ契約を結ばされたりする被害が後を絶ちません。

ゴールデンウィークを利用して繁華街に遊びに来た若い人が被害に遭う可能性があります。安易に個人情報を伝えることは避け、不審な請求や契約にはすぐに応じないように注意しましょう。

相談事例 1

繁華街を歩いていると、「あなたはとてもかわいい、モデルやタレントに興味ありませんか」と声をかけられた。スナップ写真を撮らせてほしいと言われ、携帯電話番号も伝えた。その日の夜に事業者から連絡があり「あなたは合格した、所属契約を結びたいので、事務所に来てほしい」と言われた。喜んで出向くと、モデルとして売り込むためには宣材写真が必要で約10万円かかると言う。今、お金を持っていないと伝えると、コンビニで下ろせばいいと言われ、全額引き出し、現金を渡してしまった。後悔している。

(10歳代 女性)

相談事例 2

街で「モデルにならないか、仕事を紹介する」と声をかけられた。事務所が近くにあると言うので、ついに行った。「うちに所属してくれば、エキストラや雑誌モデルの仕事を紹介する。まずはレッスンを受けてほしい」と言われた。レッスン費用は約30万円だった。レッスンを数回受けてみたが、満足できる内容ではなく、仕事の紹介もない。解約したい。

(20歳代 女性)

相談事例 3

街頭で「靴のモデルのスカウト」と声をかけられ、スナップ写真を撮影。知名度の高い雑誌の話をされ、アンケートに回答した。後日、「靴のモデルに合格、採用する」と電話が入り、無料の美顔エステを受けるよう言われ、エステに出向いた。エステ終了後に「モデルは美意識の高い人がふさわしい」と言われ、約30万円の脱毛エステを勧誘された。「今決めないとダメ」と言われ、断りきれず契約したが、解約したい。

(20歳代 女性)

消費者へのアドバイス

- ★ ほめられれば、誰も悪い気持ちはしませんが、安易に個人情報を伝えることは避けましょう。
- ★ その場の雰囲気で契約を結ぶのではなく、家族や友人にも意見を聞くなど、慎重に検討しましょう。
- ★ 親の同意を得ていない未成年者の契約は取り消すことができます。おかしいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)